



発福保第1543号
令和8年1月22日

鳥取市国民健康保険運営協議会
会長 西村教子様

鳥取市長 深澤義彦



国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険は、国民皆保険の根幹であり、地域の医療の提供と予防・健康づくりの推進のため、安定的な制度運営が求められています。

本市が国保保険者として「被保険者の負担の軽減」と「健康の保持増進」の両立を図りながら、国保制度改革に伴う都道府県化の中で責務を果たしていくため、令和8年度の国民健康保険事業にあたり、その運営のあり方について貴協議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

1. 国の動向

国の「令和8年度税制改正の大綱」では、国民健康保険料の賦課限度額基準は医療分を67万円（現行66万円）に引き上げることと、子ども・子育て支援金納付金を新設する政令改正が予定されています。

2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。

令和7年度は、鳥取県が算定する納付金が前年度に比べ、約2億円増額となりましたが、現行の保険料率を据え置く場合でも、歳出に必要な歳入を確保できる見通しとなりました。

令和8年度の納付金は、診療報酬改定の影響や子ども・子育て支援金の新設により前年度と比べて約2億3千万円の増となる見込みです。また、令和9年度以降においても診療報酬改定等の影響を大きく受けることが想定され、国保財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増しています。

これらの状況を踏まえ、国民健康保険事業の運営に関し、以下のとおり諮問します。

3. 諮問事項

（1）国民健康保険料の賦課限度額について

【改正案】医療分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げ、子ども分を新設する。

・医療分（基礎賦課分）	67万円（現行66万円）
・後期高齢者支援金分	26万円（現行どおり）
・介護納付金分	17万円（現行どおり）
・子ども・子育て支援納付金分	3万円（新設）

（2）国民健康保険料率について

【改正案】保険料率は以下の3案のうちいずれかとする

		保険料率 (案1)	保険料率 (案2)	保険料率 (案3)	【参考】R8 県 標準保険料率
医療分	所得割	6.5%	6.2%	6.1%	7.13%
	均等割	22,500 円	22,000 円	20,900 円	31,101 円
	平等割	22,500 円	22,000 円	22,000 円	20,032 円
支援分	所得割	2.7%	2.7%	2.7%	2.9%
	均等割	9,200 円	9,200 円	9,200 円	12,519 円
	平等割	9,000 円	9,000 円	9,000 円	8,064 円
介護分	所得割	2.5%	2.5%	2.2%	2.54%
	均等割	9,600 円	9,600 円	9,200 円	13,248 円
	平等割	7,100 円	7,100 円	7,000 円	6,409 円
【新設】 子ども分	所得割	0.28%	0.28%	0.28%	0.28%
	均等割	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1,209 円
	平等割	1,000 円	1,000 円	1,000 円	776 円
	18 歳以上 均等割	100 円	100 円	100 円	94 円